

を打破しようと、主に西洋の新しい教育理論を導入・紹介する形で発展した。これまでにない「新しい」教育の模索・渴望の運動であった。そのさなかに、『講座』は発刊されたのである。『講座』は、成城学園などを創設した教育学者澤柳政太郎が監修を務め、本科が全四十一講座あり、「総論編」「宗教編」「体験及歴史編」「各論編」「教課編」の五編に分かれている。このほか、「科外講義」と当時の宗教教育状況がわかる「雑録」が掲載されている。

澤柳は、宗教は、絶対者を信じることで不完全な人間が安心を得るものであり、教育は、限られた環境で限られた成果をあげるものとし、両者は「本質的に異なるもの」とする。よって、学校における宗教教育について否定的である。それよりも、宗教者が宗教教育熱の高まりに対して応えるべきだとしている。小西重直は、宗教者と教育者のあるべき姿は自己を捨てて他者に奉仕する「人類愛」を持つことで共通だとする。小西は、神を盲目的に信じ自身の教育活動を「天職」として邁進した教育家ペスタロッチを紹介し、「人類愛」を体現した理想の教育家像として説明する。吉田熊次は、宗教教育論の基盤となっている大正自由主義教育の日本適応性に対して批判的に論を述べる。吉田は、大正自由主義教育の発信地である西洋は、教育と宗教とが密接にかかわっていたが、日本の教育は従来宗教とは関係なかったとし、大正自由主義教育自体が日本に不適応だとする。もし適応させようとするならば、西洋のキリスト教精神も受容しなければならず、学校での宗教教育は不可能であると論じる。一方で、家庭や社会での宗教教育には肯定的である。

『講座』における二人の教育学者の論から三つの特質が言える。一つ目は、小西の論に見られるように(また、吉田が批判したように)キリスト教思想(特にプロテスタント)の影響が顕著にみられるということである。二つ目は、先行研究で言われていたような国民道徳涵養・思想統制として宗教教育を語る面はみられなかったという点である。三つ目は、教育界と宗教界両者による宗教教育言説の合意形成の場として本講座が位置づけられることである。宗教教育熱は国民道徳涵養を目的とする色彩が濃くなりながら敗戦まで続くことになるが、一方でこの時期における教育学者は、文部省の思惑とは別に、大正自由主義教育的な宗教教育は学校で可能か否かという点で議論していたことが確認できた。

ドイツ・バイエルン州における

宗教科と各宗教団体の関係

石川 智 子

宗教教育をめぐる議論は、近年の宗教学において重要なテーマのひとつであるが、いわゆる「宗派教育」に対する宗教学的な分析は十分といえず、公立学校で宗教科が設置されているドイツでもそれは同様である。

宗教科についての法的規定として、ドイツ連邦共和国基本法では宗教科が「正課」であること、教育権者には子供の宗教科への参加に関する決定権があることなどが規定されている。ま

た連邦全体に関わる「児童の宗教教育に関する法律」に基づいて、多くの州では宗教科の出席を生徒自身が決定できるのは満一四歳からとなっている。バイエルン州では、憲法で「最上位の教育目標」として「神への畏敬」が挙げられており、「教育および授業制度に関するバイエルン州法」では、生徒自らが宗教科欠席を決定できる年齢が満一八歳以降に引き上げられている。

各宗教団体における宗教科への関わりについて、カトリックではドイツ司教会議で宗教科に関する議決が発表されており、バイエルン州を含めた宗教科の基礎となっている。「学校における宗教科」(一九七四年)では、「学校的であると同時に神学的・教会的な責任を負う営み」(収斂モデル)として、現代の宗派的宗教科は、明確な宗派性に立脚してこそ可能な、他の信仰に対する開放性が求められている、という認識が明らかにされる。

プロテスタント宗教科を提供するバイエルン福音ルター派教会(ELKB)が一九七〇年に発表した「バイエルン州におけるプロテスタント宗教科のグローバル目標」も、長らく同宗教科の基礎とされてきた。その後二〇〇四年に発表された指針では「宗派的な明確さとエキクメニカルな開放性」についての言及が加わっている。

二〇〇四年に改訂された現行のバイエルン州ギムナジウム指導要領では、カトリックとプロテスタントの宗教科共通の「協力テーマ」が新たに設定され、両宗教科の宗派間協力が推奨されているが、その基礎は両宗教団体が一九九八年に共同で発表

した声明にある。宗派間協力へ向かう一連の動きから読み取れるのは、いわゆる「宗派教育」においても、現代社会の宗教的状况への対応が模索されていることである。各自の「宗派性」についての再認識は、現代社会において公立学校での宗教科を有する宗派・宗教ならではの切迫した課題であるとも言えるだろう。バイエルン州におけるカトリックとプロテスタントの宗教科が進む両宗派間の協力は、現代の宗教多元的社会における要請に対するひとつの回答と見なされうる。

なお、以上の二大宗派に対して、復古カトリック、ロシア正教、ユダヤ教といった少数派の宗教科は「困難をとまなう企て」であり、複数の学校から集められる生徒、通常の時間割以外で行われる授業、指導要領や教科書の不足など、共通する問題を抱えているのが現状である。

宗教系学校における性教育

猪瀬 優理

一 問題の所在—性教育をめぐる価値観の対立

教育基本法改正(二〇〇六年)、学校教育法改正(二〇〇七年)、新指導要領の実施(二〇一〇—二〇一三年)と教育改革が相次いでいる。今回の指導要領改正のポイントとして、「伝統や文化に関する教育の充実」「道德教育の改善・充実」がある。二〇〇〇年代に入り性教育に対するバッシングがジェンダーフリー教育へのバッシングとセットになる形で保守政党や一